

改正

平成24年4月1日水管規程第5号
平成27年3月31日水管規程第1号
平成29年3月31日水管規程第4号
平成30年3月31日水管規程第9号
令和4年3月31日水管規程第2号
令和5年3月20日水管規程第2号
令和6年2月14日水管規程第1号
令和7年4月1日企管規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、明石市上下水道局（以下「局」という。）において締結する売買、貸借、請負その他について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 明石市契約規則（平成5年規則第10号）の規定（第1条及び第27条を除く。）は、局が契約を締結する場合について準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同規則第2条及び第53条中「この規則」とあるのは「この規程」と、同規則第6条第1項第1号中「市」とあるのは「上下水道局（以下「局」という。）」と、同規則第9条の2第2項、第14条第1項第1号及び第2号、同条第2項及び第3項、第25条第1項第1号並びに第30条第3項及び第5項中「市」とあるのは「局」と、同規則第19条中「政令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。）第21条の13第1項第1号」と、同規則第19条の2中「政令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号」と、同規則第25条第1項第3号中「市」とあるのは「市又は局」と、同規則第34条第1項第1号中「課かい（以下「工事主管課」という。）」とあるのは「課（以下「工事主管課」という。）」と同規則第38条第1項中「財務室に所属する技術職員のうちから、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）（検査担当課長を置かない場合にあつては、財務室長。以下同じ。）が選任する」とあるのは「局内に所属する工事検査担当の技術職員のうちから、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）が選任する」と、同規則第39条第1項中「工事検査を所管する次長（当該次長を置かない場合にあつては、財務室長）」とあるのは「検査担当課長」と、同規則第42条第1項及び第52条中「財務室」とあるのは「契約担当」と、同規則第46条第1項第1号及び第2号、第48条第4項、第50条並びに第51条中「課かいの長」とあるのは「課の長」と、同規則第52条第1号中「工事の請負」とあるのは「工事の請負及び修繕（別に定めるものに限る。）」と、同条第4号中「明石市財務規則第151条の規定に基づく物品の売払い」とあるのは「物品の売払い（別に定めるものを除く。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約事務の特例)

第3条 次に掲げる契約事務（前条において読み替えて準用する明石市契約規則第52条各号に定めるものを除く。）は、総務課において、行うものとする。

- (1) 水道事業に係る1件が100万円を超える事務の委託及び修繕に関すること。
- (2) 水道事業に係る物品の売払いに関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の明石市水道事業契約規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程による改正後の明石市水道事業契約規程（以下「改正後規程」という。）の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後規程第2条において読み替えて準用する明石市契約規則第4章第2節の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約する工事について適用し、施行日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日水管規程第5号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水管規程第1号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日水管規程第4号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日水管規程第9号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日水管規程第2号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日水管規程第2号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日水管規程第1号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日企管規程第11号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。